



新耐震基準木造住宅耐震改修証明書について

23区内で一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合に受けられる都税の減免制度があります。減免を受けるには、**新耐震基準木造住宅耐震改修証明書**が必要となります。

<証明書を取得するには>

建築士、または住宅が所在する区役所に発行を依頼してください。

※建築士の場合、必ずしも耐震改修を行った方である必要はなく、建築士事務所に登録している建築士の方であれば発行可能です。
(その場合、設計図書や実地調査等に基づき証明を行います。)

※区役所に申請する場合は、耐震化助成制度の窓口にて発行を依頼してください。(区によっては証明発行事務を行っていない場合もありますので、事前に問い合わせて確認してください。)

<証明書を取得するための必要書類>

建築士または区は、必要に応じて以下の書類で減免要件に該当することを確認しますので、必要な書類を建築士または区に確認してください。

- ・申請家屋の登記事項証明書等
- ・工事請負契約書等
- ・設計図書等
- ・補助金交付額決定通知書等 (補助金等を受ける場合)

本証明書が必要となるのは、昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された家屋です。昭和57年1月1日以前からある家屋については、必要な手続き・書類が異なります。

※詳細は[主税局ホームページ](#)をご覧ください。